

令和 4 年 10 月 7 日
個人情報保護委員会事務局

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等
向け）」の更新

「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」
について、以下のとおり更新いたしました。

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

（対照表）

修正箇所	修正前	修正後
24 頁 3-1-1(2)	(記載なし)	表に「福島国際研究教育機構」の項を追加
24 頁 3-1-1(2)	法第 2 条第 11 項第 2 号	法第 2 条第 11 項第 3 号
24 頁 3-1-1(2)	・不開示情報の一部（法第 78 条第 1 項第 7 号イ及びロ）	・不開示情報の一部（法第 78 条第 1 項第 7 号イ及びロ） <u>（※）</u>
28 頁 3-1-1(5)	(記載なし)	表に「福島国際研究教育機構」の項を追加
33 頁 3-2-1	SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）	SNS（ソーシャル・ネットワーク・ <u>ワーキング</u> ・サービス）
35 頁 3-2-2	ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその <u>変</u> <u>化</u>	ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその <u>変</u> <u>化</u>
76 頁 4-3-1-1(2)	○ IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ ※令和 3 年 7 月 6 日一部改正） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/kettei/20210706kettei_2-1.pdf	○ IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ ※令和 3 年 7 月 6 日一部改正） https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/general/choutatsu_moushiawase0706.pdf
81 頁 4-3-1-2(3)	① 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成	① 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 19 条、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）第 18 条、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）第 16 条又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成

	<p>26 年法律第 49 号) 第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) の規定に基づき行う業務計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 168 条の 2 (第 9 号に係る部分に限る。) 又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>② 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) 第 15 条の 2 第 1 項 (同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>③ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法 (平成 11 年法律第 198 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>④ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>⑤ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。) 第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務</p>	<p>26 年法律第 49 号) 第 17 条の 3 において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) の規定に基づき行う業務</p> <p>② 計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 168 条の 2 (第 9 号に係る部分に限る。) 又は第 168 条の 3 第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>③ 種苗法 (平成 10 年法律第 83 号) 第 15 条の 2 第 1 項 (同法第 17 条の 2 第 6 項、第 35 条の 3 第 3 項及び第 47 条第 3 項において準用する場合を含む。) 又は第 63 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>④ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法 (平成 11 年法律第 198 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>⑤ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号) 第 32 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>⑥ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。) 第 2 条第 4 項に規定する指定入院医療機関として同法の規定に基づき行う業務</p>
--	--	--

	<p>⑥ がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>⑦ 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって①から⑦に類するものとして条例で定めるもの(※)</p>	<p>⑦ がん登録等の推進に関する法律(平成 25 年法律第 111 号) 第 23 条第 1 項の規定に基づき行う業務</p> <p>⑧ 法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる者が条例に基づき行う業務であって①から⑦に類するものとして条例で定めるもの(※)</p>
85 頁 4-3-2(5)	第 171 条及び第 175 条	第 176 条及び第 180 条
86 頁 4-4-1	<p>規則第 43 条(中略)</p> <p>(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>	<p>規則第 43 条(中略)</p> <p>(1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第 1 項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態</p>
148 頁 4-8-9(1)	<p>(注 2)</p> <p>2～4 行目スペースずれ</p>	1 マス左寄せ
155 頁 5-1-1(1)	行政機関は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をしなければ <u>ない</u> (法第 74 条第 1 項)。	行政機関は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をしなければ <u>ならない</u> (法第 74 条第 1 項)。
156 頁 5-1-1(3)④	その他の記述等では検索することができない個人 B の情報が記録されているファイルの場合	その他の記述等では検索することができない個人 B の情報が記録されているファイルの場合
157 頁 5-1-1(3)⑤	「 <u>A</u> からの提供」	「 <u>A</u> からの提供」
181 頁 6-1-2-1(5)	法第 89 条第 1 項及び第 3 項	法第 89 条第 1 項及び第 2 項(地方公共団体)、第 4 項(独立行政法人)、 <u>第 7 項(地方独立行政法人)</u>
204 頁 6-1-3-1-1	例 2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人と	例 2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人と

(1)	して開示請求する場合において、 <u>開示すること</u> で <u>児童虐待の悪化等</u> をもたらすことが予見される場合における <u>当該告発等の情報</u>	して開示請求する場合において、 <u>開示すること</u> で <u>児童虐待の悪化等</u> をもたらすことが予見される場合における <u>当該告発等の情報</u>
244 頁 6-1-8-1(3) ③	イ <u>PDF</u> ファイル上で作業を行う場合、「 <u>PDF</u> を編集」機能及び	イ <u>PDF</u> ファイル上で作業を行う場合、「 <u>PDF</u> を編集」機能及び
292 頁 6-4-1-2(2)	(<u>6-4-2</u> (情報公開・個人情報保護審査会への諮問) を参照のこと。)	(<u>6-4-3</u> (情報公開・個人情報保護審査会への諮問) を参照のこと。)
298 頁	(記載なし)	表に第7条第1項の読み替え規定として 中欄に <u>審査請求人及び処分庁等の数</u> 下欄に <u>審査請求人及び処分庁等の数 (処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人の数)</u> を追加
303 頁 6-4-4 法第 105 条 の抜粋部分	<u>法第 105 条 (第 3 項)</u>	<u>法第 105 条</u>
312 頁 7-2-2	<u>法第 108 条</u>	<u>法第 110 条</u>
7 頁 目次下部 313 頁 7-3-1(1) 下部 393 頁 表 1 段目 515 頁 様式 3-1 最上部	<u>募集要項</u>	<u>募集要綱</u>
339 頁 7-8(1)①表	<u>規則第 9 条第 2 項</u> 柱書き	<u>規則第 60 条第 2 項</u> 柱書き

365 頁 7-19-1 (1)	7-10 (作成 <u>された</u> 行政機関等…)	7-10 (作成 <u>した</u> 行政機関等…)
377 頁 8-3(1)④	当該行政機関長等の属する	当該行政機関の長等の属する
382 頁 8-6	<u>サーバー</u> セキュリティ	<u>サイバー</u> セキュリティ
383 頁 9-1	行政機関の長等 (会計検査院を除く。)	行政機関の長等 (会計検査院 <u>長</u> を除く。)
409 頁 16	行政機関等匿名加工情報ない	行政機関等匿名加工情報 <u>が</u> ない
413 頁 2	(例) ○○県	(例) ○○県知事
414 頁 12	法第 60 条第 4 項第 1 号	法第 60 条第 2 項第 1 号
416 頁 16	行政機関等匿名加工情報ない	行政機関等匿名加工情報 <u>が</u> ない
418 頁 表オ	次の書類を提出してください。	次の書類を <u>提示し</u> 、又は提出してください。
419 頁 5(1)	<u>第 21 条</u>	<u>第 22 条</u>
423 頁 3(2)	http://www.e-gov.go.jp/●.html	http://www.e-gov.go.jp/●.html (●.html 部分に下線を追加)
455 頁	(行政機関の長) 殿	(行政機関の長等) 殿
460 頁 表の下段	(体裁修正のみ)	「在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」が一行に収まるよう文字幅調整
461 頁 表 5	次の書類を提出してください。	次の書類を <u>提示し</u> 、又は提出してください。
463 頁 6(1)	令第 28 条において読み替えて準用する同令第 21 条	令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条
478 頁 表の下段	(体裁修正のみ)	「在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」が一行に収まるよう文字幅調整

479 頁 表 5	次の書類を提出してください。	次の書類を <u>提示し、又は提出</u> してください。
481 頁 6(1)	令第 28 条において読み替えて準用する同令第 21 条	令第 29 条において読み替えて準用する同令第 22 条
資料 5 21 頁 (3)	政令第 20 条	政令第 21 条
資料 6 3 頁 第 5 条第 1 項	第〇〇条第〇〇号に掲げる <u>情報</u> とする。	第〇〇条第〇〇号に掲げる <u>情報</u> （法第七十八条第一項各号（第〇号を除く。）に該当するものを除く。）とする。
資料 6 3 頁 第 5 条第 1 項	（記載なし）	以下の脚注を追加 <u>2 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えられる同条第 1 項の「情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるもの」は全て不開示情報から除かれることとなるため、括弧書き等で一定の情報を除く必要がないか、検討が必要である。</u>
資料 6 4 頁 第 7 条	実施機関が定める事項を記載する <u>ものとする</u> 。	実施機関が定める事項を記載する <u>ことができる</u> 。
資料 6 5 頁 第 10 条	（記載なし）	以下の※書きを追加 <u>※開示請求手続に係る第 9 条と同様、期間の短縮規定を設ける場合、第 10 条第 1 項の「〇〇日以内」に合わせて、法第 95 条後段の通知をしなければならない期間について規定することも考えられる。</u>
資料 6 5 頁 第 11 条第 2 項	<u>前項</u> に規定する期間を	<u>同項</u> に規定する期間を
資料 6 5 頁 第 11 条	（記載なし）	以下の※書きを追加 <u>※開示請求手続に係る第 9 条と同様、期間の短縮規定を設ける場</u>

		<u>合、第 11 条第 1 項の「〇〇日以内」に合わせて、法第 103 条後段の通知をしなければならない期間について規定することも考えられる。</u>
資料 6 11 頁 第 10 条第 2 項	<u>諮問庁</u>	<u>審査請求人等</u>
資料 6 11 頁 脚注 13	<u>必要となる。</u>	<u>必要となる。ただし、第十条の規定を設けて審査請求人等の求めによらずに資料を送付する場合には、当該資料について手数料を徴収することは適当ではない。</u>
資料 6 12 頁 附則第 3 条 第 4 項	<u>第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議</u>	<u>第〇〇条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議</u>
資料 6 16 頁 脚注 19	<u>必要となる。</u>	<u>必要となる。ただし、第十条の規定を設けて審査請求人等の求めによらずに資料を送付する場合には、当該資料について手数料を徴収することは適当ではない。</u>
資料 6 17 頁 第 10 条第 2 項	<u>諮問庁</u>	<u>審査請求人等</u>
資料 6 18 頁 附則第 3 条 第 4 項	<u>第〇〇条の規定による諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議</u>	<u>第〇〇条の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議</u>
資料 6 18 頁 附則第 3 条 第 4 項	(記載なし)	以下の脚注を追加 <u>20 いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報</u> <u>の取扱いについて、類型的に審議</u>

		<u>会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められないところ (Q&A7-1-1)、そのような案件について、個別に新たな審査会に諮問したものとみなす規定は許容されない。</u>
--	--	---